

令和6年広川町告示第70号

広川町町民提案型協働のまちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、協働のまちづくりを推進するため、町内で自主的に公益的な活動を行う団体によるまちづくり事業(以下「事業」という。)に対し広川町町民提案型協働のまちづくり事業補助金(通称名をまちづくりスタートアップ補助金とする。以下「補助金」という。)を交付するものとし、この補助金の交付に関し広川町補助金等交付規則(平成18年広川町規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体(以下「補助団体」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 町内に活動拠点を有し、事業を履行できる5人以上で組織された団体
- (2) 広川町暴力団排除条例(平成22年広川町条例第1号)第2条第1項に該当する団体又はそれらと密接な関係を有しない団体

(補助事業の区分)

第3条 補助事業は、次に定めるところにより区分する。

- (1) 行政提案型事業 町があらかじめ設定したテーマに基づき補助団体等に提案を求める事業
- (2) 自由提案型事業 補助団体等が自由なテーマで自ら企画提案を行う事業

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、地域の活性化や課題解決を目的とした、町民が受益者となり得

る公益的な事業であり、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助団体が主催する事業であり、広川町のまちづくりのために必要な事業と認めるもの
 - (2) 町内で実施される事業であり、その主たる効果が町内で生ずるもの
 - (3) 当該事業に対して広川町から他の補助金等を受けていないもの
 - (4) 事業の実施計画(事業効果を含む。)及び収支計画が明確なもの
 - (5) 交付決定後に継続して活動を行うもの(原則3年以上)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業としないものとする。
- (1) 事業効果が特定の個人又は団体に帰属するもの
 - (2) 補助団体の運営を目的とするもの
 - (3) 政治活動、宗教活動及び営利を目的とするもの
 - (4) 団体の交流、活動発表又はこれに類する内容を目的とするもの
 - (5) 物品販売を主たる目的とするもの
 - (6) その他町長が補助することが適当でない事業と認めるもの
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に定める項目のとおりとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 原材料費
- (8) 備品購入費(設立して1年以上活動している団体は、事業を実

施するために直接必要とする経費の2分の1以内の額)

(9) その他特に町長が必要と認める経費

2 前項の補助対象経費には、当該補助団体の運営費その他当該補助事業に直接必要としない経費を算入してはならない。

(補助金額の算定)

第6条 補助金の補助率は、補助対象経費の10分の9とする。

2 補助金の交付額は、予算の範囲内とし、1団体につき10万円を限度とした額を交付する。ただし、交付金に1,000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額とする。

3 参加料収入など、補助事業実施時による収入は、事業に要した経費から控除しなければならない。

4 第2項は、町制70周年記念事業として令和7年度に限り、交付額を20万円に引き上げるものとする。

(事業の申請)

第7条 補助団体は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 団体概要書(様式第1号)

(2) 事業計画書(様式第2号)

(3) 事業収支予算書(様式第3号)

(4) 誓約書(様式第4号)

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助事業の決定等)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付は、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の変更手続)

第9条 補助団体は、第7条の申請の内容を変更し、又は取り下げようとするときは、規則第10条の規定により、あらかじめ町長の承認

を受けなければならない。

(決定の取消し等)

第 10 条 町長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第 8 条の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金を受けることについて、不正な行為があったとき。
- (3) その他法令等に違反する等、補助することが適当でないと認められる事実があったとき。

2 補助団体は、前項の規定により補助金の全部又は一部返還を命じられたときは、直ちにこれを返還しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 補助団体は、補助対象活動が完了した日から起算して 20 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業に要した費用の領収書の写し
- (2) 事業実施時の記録等
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び支払)

第 12 条 町長は、前条の規定により報告書の提出を受けたときは、その内容の審査等を行い、必要に応じて現地調査を行い、適正と認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、通知するものとする。

2 補助団体が概算払を請求しようとするときは、規則第 14 条に規定する概算払請求書を町長に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第 13 条 町長は、必要に応じ、補助団体に対し補助対象活動の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(指導又は助言)

第 14 条 補助団体から補助事業の実施に係る指導又は助言を求められたときは、補助事業の目的及び効果に即した所管課が対応しなければならない。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 6 月 4 日から施行する。

附 則(令和 7 年 5 月 12 日告示第 59 号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式略